

久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について

本市では、現在、久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、各種施策を実施しているところですが、令和5年度末でその計画期間が終了します。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、法令により3年毎に1体のものとして、策定されるべきものとされている（介護保険法第117条第1項・第6項、老人福祉法第20条の8第7項）ことから、現在の計画期間終了までに次期（令和6年度から令和8年度までの3か年）について、新たな計画を策定する必要があります。

このことから、現段階で市が考えております第9期介護保険事業計画の策定スケジュールをお示しするものです。

1 高齢者福祉計画について

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条にいう「老人福祉計画」に相当するものとして策定するものです。

老人福祉計画は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画をいい（老人福祉法第20条の8第1項）、市町村がこれを定めることとなっています。

具体的には、

- ① 当該市町村の区域に確保すべき老人福祉事業の量の目標（必須策定事項）（老人福祉法第20条の8第2項）
- ② 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の確保のための方策（努力義務）（老人福祉法第20条の8第3項）

について、策定することとなっています。

2 介護保険事業計画について

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画をいい（介護保険法第117条第1項）、保険者である市町村等がこれを定めることとなっています。

介護保険法第117条第2項第1号から第4号は、必須策定事項

介護保険法第117条第3項第1号から13号は、努力義務

介護保険事業計画は、3年毎に策定するものとされ（介護保険法第117条第1項）、老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない（介護保険法第117条第6項）とされています。第8期介護保険事業計画の計画年度が令和3年から令和5年度の3か年であるため、次期第9期（令和6年度から令和8年度）の

介護保険計画について、令和4年度に準備を開始し令和5年度中に策定することが必要となります。

また、市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされています（介護保険法第117条第8項）。

このため、久喜市におきましては、被保険者の代表である公募委員の皆様が含まれており、事業者代表・地域代表・学識経験者とバランスのよい意見を頂けることから、介護保険事業計画の策定にあたっては、法にいう「必要な措置」として、介護保険運営協議会に諮問させていただき、ご討議いただいた上、答申をいただくこととしております。

3 介護保険事業計画と介護保険料との関係

介護保険事業計画の記載事項として正面から規定はされていませんが、介護保険事業計画にはもう1つ、介護保険料を定めるという重要な機能があります。

介護保険料の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額等に照らし、概ね3年を通じ財政の均衡を保つことができるように設定して条例で定めることとされております（介護保険法第129条第2項・第3項）

つまり、介護保険料は「1年間に必要な介護給付費を賄えるような金額で被保険者のみなさんにご負担いただく」ように設定しなければならないことから、介護保険事業計画がどのように介護サービスの供給量の見込みを定めるかによって、介護保険料の料率が変わってくるということになるのです。

この点につきましても、介護保険事業計画の中身を考える上で、重要な点となってまいります。

4 第9期計画策定に向けた高齢者実態調査について

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画につきましては、その策定にあたり区域内における高齢者、介護保険被保険者の心身等の状況、その置かれている環境などの事情を正確に把握し、勘案して作成するよう努めるものとされています（介護福祉法第117条第5項、老人福祉法第20条の8第6項）。

これを受け、各期における介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に当たっては、高齢者に関する実態の調査を行っていくこととなります。

本市において実態調査を予定しているものについては、以下の調査があります。

- ① 介護予防・日常生活圏ニーズ調査
- ② 在宅介護実態調査
- ③ 施設入所者調査

④ 介護サービス事業所調査

⑤ ケアマネージャー調査

このうち、①につきましては、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定に資することを目的として実施するものです。からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査します。

また、②につきましては、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施します。

これらをはじめ、前述の5種類の調査につきまして、令和4年度中に実施することを予定しています。

実態調査を行った上は、調査結果の分析を行い、介護給付費の推移の状況、待機者数の状況などを併せて勘案し、計画上のサービス供給量を確定していくこととなります。

厚生労働省では、令和4年夏頃に調査説明会を開催し、調査の実施方法や調査結果の活用方法を示す予定とのことですが、現時点では、調査の実施方法調査内容等を8期計画から大きく変更する予定はないとのことです。

5 今後の計画策定スケジュールについて

現段階においては、次ページのとおりスケジュール（案）で実施することを考えております。

以上が、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定とこれに関する高齢者実態調査についての概略です。

委員の皆様には、これから令和5年度末にかけて、先ほどお示したスケジュールに従いまして、計画についてご討議いただくこととなります。

今後の介護保険・高齢者福祉のあり方を定めるものであり、テーマとしてはなほだ大きいものとなっておりますが、引き続きご協力をお願いいたします。

久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画スケジュール（案）

令和4年	
3月	計画策定のための予算承認
5月20日	第1回介護保険運営協議会 ・久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画スケジュール（報告）
5月27日	計画策定支援業務委託業者の選定～契約
8月2日	第2回介護保険運営協議会 ・高齢者実態調査アンケートについて（承認）
10月26日	第3回介護保険運営協議会 ・高齢者実態調査アンケートについて（承認）
12月～	高齢者実態調査実施
令和5年	
1月～3月	高齢者実態調査の集計・分析・調査報告書の作成
2月17日	第4回介護保険運営協議会 ・高齢者実態調査の集計結果（報告）
4月	計画骨子案の作成
5月	介護保険運営協議会 ・計画の諮問
～12月	計画素案作成
12月～	パブリックコメント実施（1か月）
令和6年	
1月	介護保険運営協議会 ・答申
3月	介護保険料改定議案議決、計画決裁

(参考例規)

○老人保健法

第三章の二 老人福祉計画

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の老人福祉事業の量の確保のための方策に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項

4 市町村は、第二項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第百十七条第二項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。

5 厚生労働大臣は、市町村が第二項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。

6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

9 市町村は、市町村老人福祉計画（第二項に規定する事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

10 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○介護保険法

第七章 介護保険事業計画

（基本指針）

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（平一一法一六〇・平一七法七七・平二六法八三・一部改正）

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
- 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県

と連携した取組に関する事項

- 五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
 - 八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅（次条第三項第六号において「登録住宅」という。）のそれぞれの入居定員総数（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに限る。次条第三項第六号において同じ。）
 - 九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。